(参考)現行の第一種特定有害物質の調査方法

**地歴調査（汚染のおそれの把握**）

試料採取等区画の

選定

試料採取等

調査結果の報告

情報収集

おそれの区分

【試料採取等対象物質

の種類の特定】

調査義務発生

（地歴調査等）

・土壌汚染のおそれの把握として、試料採取等対象物質の種類の特定、調査対象地における土壌汚染のおそれの区分、及び汚染のおそれが生じた位置（深度）の確定を行う。

・おそれの区分は物質ごとに行い、その区分ごとに

試料採取等区画の選定を行う。

○おそれが無い：試料採取不要

　○おそれが比較的多い：10ｍの格子ごと試料採取

　○おそれが少ない：30ｍ格子ごとに試料採取

（試料採取）

・地表から概ね0.8～1.0mの表層部分において土壌中の気体を採取し測定する（土壌ガス調査）。

調査結果の報告

試料採取等

試料採取等区画の

選定

調査結果の報告

試料採取等

試料採取等区画の

選定

・地下水位が高い等土壌ガスの採取が困難な場合は、

土壌ガスに代わって、最大２m程度まで掘り増し

し地下水を採取し測定する。

・30m格子での調査区画で土壌ガスが検出された場

合は、その30m 格子の残りの単位区画で土壌ガス

調査を行う。

・土壌ガスが検出された区画のうち相対的に濃度の

高い地点で地表から深さ10ｍまでの土壌のボーリ

図１.土壌汚染状況調査の手順

ング調査を実施する。

・なお、調査実施者は土壌ガス調査を省略して土壌の

ボーリング調査を実施することができる。

（評価）

・すべての試料採取等区画で土壌ガスが不検出だった場合（地下水を採取した場合にあっては、当該地下水に含まれる試料採取等対象物質が地下水基準に適合したとき）は、土壌のボーリング調査を行わずに調査を終了する。

・いずれかの地点において、いずれかの深度で基準に適合しなかった場合は、土壌ガスを検出したすべての単位区画を基準不適合の土地と評価する（すべての深度で溶出量基準に適合した単位区画を除く）。

●：土壌ガス検出あり

▲：隣接する区画で、最も土壌ガスの検出値が大きい単位区画＝ボーリング調査実施区画

※詳細については国の施行通知もしくはガイドラインをご確認ください。